貸付金の特別償還・償還期間等の変更を受付けます

~希望される方は申請書を共済事務担当課にご提出ください。~

●特別償還(一部繰上償還)

貸付金の償還方法で毎月・期末勤勉手当併 用償還を選択している方は、6・12月のみ一 部繰上償還の申込みをすることができます。

償還方法	一部繰上償還	全部繰上償還
毎月償還	随時	. 随 時
毎月・期末勤勉手当併用償還	6・12月のみ	

●住宅・災害貸付の償還期間等の変更

住宅・在宅介護対応住宅・災害(災害家財貸付を除く)・特例災害貸付は、6月・12月のみ償還期間の短縮や毎 月・期末勤勉手当償還の割合を変更できます。

なお、特別償還または償還期間の変更により、償還期間が 10 年(120 回)未満となった場合は「住宅借入金等 特別控除しの対象外となりますのでご注意ください。

●各申請書のダウンロード方法

共済組合 ホームページ 「各申請書ダウンロード」

→「貸付関係申込書等|

上記記事に関する 総務課福祉係 お問い合わせは 2028 - 615 - 7805 16「全部・一部繰上償還承認申請書」 こちらからアクセス 記入例はこちら

こちらからアクセス 19「住宅・災害貸付金償還期間等変更申出書」 記入例はこちら

(令和元年 12 月5日休)共済組合必着)